

# 夷隅保健所だより

第47号

(令和3年6月発行)

(夷隅健康福祉センター)

千葉県夷隅保健所管内/2市2町 ● 人口/67,462人 ● 世帯数/29,589世帯(令和3年5月1日現在)

●メールアドレス isumiho@mz.pref.chiba.lg.jp

●ホームページアドレス <https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-isumi/>

〒299-5235 勝浦市出水1224

☎ 0470-73-0145 FAX 0470-73-0904

## 新型コロナウイルス感染症について

### 感染リスクが高まる「5つの場面」

新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、3密(密閉・密集・密接)の環境で感染リスクが高まります。

このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

(厚生労働省ホームページより)

場面①  
飲酒を伴う懇親会等



場面②  
大人数や長時間におよぶ飲食



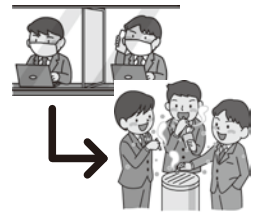
場面③  
マスクなしでの会話



場面④  
狭い空間での共同生活



場面⑤  
居場所の切り替わり



### 熱があるときは

発熱等の症状を感じたら、日ごろ通院している医療機関か、お住いのお近くにある医療機関に電話で相談をしてください。



発熱患者等

まずは身近な医療機関に電話相談



かかりつけ医等の  
地域で身近な医療機関

- 千葉県発熱相談センター：  
0570-200-139(令和3年4月1日時点)
- お住いの市町村役場
- 発熱相談医療機関(看護師等が医療機関の案内などを行える相談体制を整備した医療機関)

(千葉県ホームページを編集)

かかりつけ医がない等、相談先に困ったときは相談窓口へ連絡

### 新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染し、気づかないうちに人にうつしてしまう可能性があります。感染された方や濃厚接触者の方、医療関係者等の皆さまやそのご家族へ、いわれない差別や偏見の目を向けることは、絶対にやめてください。次のような事例は不当な差別や偏見に当たります。

- **インターネットやSNS 上での差別的な言動**  
・インターネット上での感染者の写真検索、いわゆる犯人捜し等
- **医療機関・介護施設や医療・介護従事者及びその家族等に対する差別的な言動**  
・感染者が発生した医療機関・介護施設等に対する周辺地域からの誹謗中傷、暴言、苦情等
- **学校や学校関係者等に対する差別的な言動**  
・感染者が発生した学校に対する周辺地域からの誹謗中傷、暴言、感染した生徒を中傷する電話等
- **その他の偏見・差別等の行為**  
・不特定多数の人と接する、または県境を跨ぐといった業務内容の職業に従事する者に対する偏見、誹謗中傷等



(国の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」これまでの議論のとりまとめから抜粋)

<問合せ先：健康生活支援課>

# 犬の放し飼いは、ダメ・絶対

- ・犬の放し飼いは、条例(※)により禁止されています。  
(※) 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例
- ・犬は必ず鎖などで繋いで飼うか、囲いの中や屋内に抑留して飼ってください。
- ・繋いである鎖や首輪などもこまめに確認して逸走防止につとめましょう。
- ・散歩中はリード(引き綱)を必ず付け、公園や砂浜、広場などでも、**犬を絶対に放さないでください。**



犬を飼っている方は、年に一度、**狂犬病の予防接種**を行いましょう。

<問合せ先：健康生活支援課>

\*\*\*\*\*

## 飲食店の皆様へ 受動喫煙防止対策はお済みですか？

令和2年4月1日から、飲食店などの多くの人々が利用する施設は、**「原則屋内禁煙」**となりました。

特例として、令和2年4月1日時点で既に営業していた飲食店(条件に適合した小規模飲食店)が、店内での喫煙を可能とする場合、**以下の対応が必ず必要です！！**



- 20歳未満は入店不可とする
- 出入り口に標識を掲示する
- 条件を満たすことを証明する書類を店舗に保存する
- 県に届出を行う  
(届出先: 県健康づくり支援課 千葉市中央区市場町1-1)
- ホームページや看板等の媒体において、営業について広告又は宣伝をする際に、喫煙可能店又は喫煙可能室が設置されている旨を明示する

**喫煙可能室に関する標識**

施設の一部に喫煙室がある場合	施設全体が喫煙室である場合	
<p><b>喫煙可能室あり</b> Smoking room available</p>	<p><b>喫煙可能室</b> Smoking room</p>	<p><b>喫煙可能店</b> Smoking area</p>

詳しくは、県ホームページを確認いただくか、保健所へ御相談ください。

<問合せ先：地域保健福祉課>

\*\*\*\*\*

# 菌が付いた食品食べたいですか？



夏場は食中毒の原因となる細菌が活発になる時期です。  
しっかり予防し、**安全に美味しく**食べましょう。



## 食中毒予防三原則

### 清潔・洗浄（つけない）

調理や食事の前には**手を洗**いましょう。  
調理器具を用途別に**使い分け**ることも必要です。



### 冷却・迅速（増やさない）

室温に長時間**放置**せず、**冷蔵庫**で保管しましょう。  
また、調理は**迅速**に、調理後は**早く食べる**ことが大切です。



### 加熱・殺菌（やっつける）

中心部までしっかり加熱しましょう。（目安：**75℃**で**1分以上**）  
焼くときは**専用の箸**か、**トング**を使いましょう。



<問合せ先：健康生活支援課>

## 令和3年6月1日から 食品の営業許可または届出が必要になります！

食品衛生法の改正によりこれまで食品営業許可を不要としていた業種についても、  
令和3年6月1日から営業許可または営業届出が必要となります。

### <新たに営業許可が必要となる業種>

漬物の製造  
→**漬物製造業**

魚介類その他の水産動物もしくはその卵を主原料とする食品(干物等)の製造  
→**水産製品製造業**

常温保存可能な瓶詰、缶詰、レトルト等(ジャムを含む)の製造  
→**密封包装食品製造業**

液卵の製造  
→**液卵製造業**

要許可品目(そうざい、菓子等)の小分け  
→**食品の小分け業**

そうざい半製品の製造  
→**そうざい製造業**



### <新たに営業届出が必要となる業種>

要許可業種を除く**食品製造・加工業、調理業、販売業等**



※営業届出は食品衛生申請等システムを用いて、  
オンライン上で提出することができます！  
詳細については、営業所を管轄する保健所にご相談ください。

【食品衛生申請等システム】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



<問合せ先：健康生活支援課>

山あり  
ダニあり

# 注意!! 畑仕事、草刈り、山菜採り、狩猟



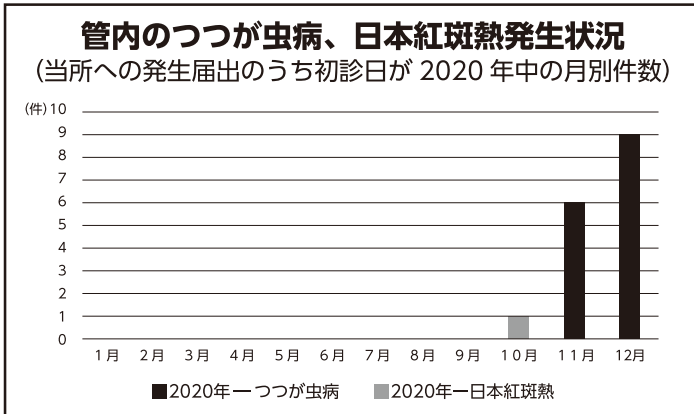
## 【ダニ媒介感染症（ダニによって発症する感染症）】

夷隅地域では夏～秋に日本紅斑熱が、秋～冬につつが虫病が発生しています。

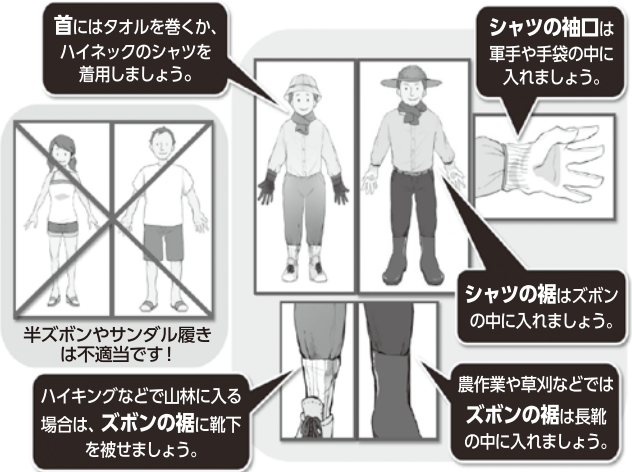
手当が遅れると重症になる可能性がありますので早めに医療機関を受診しましょう！

主な症状: 高熱(38~40度)が続く  
体に発疹が出る  
体に刺し口(刺された跡)がある

野外では、腕・足・首など、肌の露出を少なくしましょう！



【注意】吸血しているダニを見つけて手で引きはがした場合、ダニの一部が体の中に残ってしまうことがあります。



虫よけ剤（スプレーやローション等）を活用しましょう。有効成分【ディート】の含まれる虫よけ剤をこまめにつけ直しましょう。肌だけでなく衣服にもスプレーすると良いです。

<問合せ先：健康生活支援課>

## 令和3年度健康相談・検査業務日程表

事業名	実施日	受付時間	担当課	備考
精神保健福祉相談 (心の健康相談)	毎月第1、第3木曜日	午後2時～ 午後3時30分	地域保健福祉課	予約制
DV相談	電話相談 月曜日～金曜日 来所相談 毎週水曜日(原則予約)	午前9時～ 午後5時	地域保健福祉課	専用電話 0470-73-0801
障害のある人への 差別に関する相談	月曜日～金曜日	午前9時～ 午後5時	地域保健福祉課	専用電話 0470-73-4630
結核接触者健診 管理 検診	随時	—	健康生活支援課	対象者に通知
被爆者健診	年2回	午後1時30分～ 午後2時	健康生活支援課	対象者に通知
エイズ相談	月曜日～金曜日	午前9時～ 午後5時	健康生活支援課	電話相談のみ
腸内細菌検査(検便) (有料)	第2・第3・第4火曜日 (休前日は除く)	午前9時～ 午前11時	健康生活支援課	

※実施日は、休日及び年末年始は除く

※「HIV抗体検査」「肝炎検査」は、当分の間、休止させていただいております。再開についてはお問い合わせください。